

# 平成28年度第4回印西クリーンセンター環境委員会

## 会議録（概要版）

1. 期 日 平成29年 3月 4日（土）午前10時から12時まで
2. 場 所 印西地区環境整備事業組合3階大会議室
3. 委員出欠状況  
☆甲（10名中 10名出席）☆乙（26名中 18名出席）☆傍聴者 なし ☆事務局 2名

## 会議次第

1. 開会
2. 議長選出（乙側委員）
3. 議事録署名人の選出
4. 議 事
- (1) 印西クリーンセンター操業状況について
- (2) 次期施設計画の進捗状況について
- (3) 現施設の延命化工事の進捗状況について
- (4) 印西クリーンセンター周辺臭気について
5. その他
6. 閉 会

### 配付資料

- ・平成28年度第4回印西クリーンセンター環境委員会 目次、次第、委員名簿、席次表
- ・報告事項1 操業状況及び公害防止協定等に基づく環境測定結果について
- ・平成28年度年度搬入車両数と搬出車両数・・・・・・・・・・・・・・・・（資料1）
- ・印西クリーンセンター放射性物質に関する報告・・・・・・・・・・・・（資料2）
- ・印西クリーンセンター基幹的設備改良工事・・・・・・・・・・・・・・（資料3）
- ・印西クリーンセンター周辺臭気に関するモニタリング報告・・・・・・・・（資料4）
- ・自治会側から事前に提出された「平成28年度第4回環境委員会議題」の写し・・・（資料5）
- ・自治会側からの質問事項に対する回答書・・・・・・・・・・・・・・・・（資料6）

## 4. 議 事

### 議題（1）【印西クリーンセンター操業状況について】

#### 表－1）平成28年11月～平成29年 1月 ゴミ搬入量、焼却量

- ・平成28年11月のゴミ搬入量は3,651トン（うち事業系 996トン）、ゴミ焼却量は2,528トン。
- ・平成28年12月のゴミ搬入量は4,105トン（うち事業系1,068トン）、ゴミ焼却量は3,670トン。
- ・平成29年 1月のゴミ搬入量は3,586トン（うち事業系 938トン）、ゴミ焼却量は3,044トン。

#### 【平成28年度排出ガス測定、騒音・振動測定、悪臭物質測定、臭気濃度測定等】

#### 表－2）排出ガス測定

- ・有害物質（ばいじん、硫黄酸化物、窒素酸化物、塩化水素及びダイオキシン類）について、3号炉（測定日平成28年12月22日）の測定を行いました。値については全て協定値の範囲内でした。

#### 表－3）騒音・振動測定

- ・騒音・振動測定（測定日平成29年1月31日）については、次回に報告させていただきます。

#### 表－4）悪臭物質測定

- ・悪臭物質測定（測定日平成29年1月11日）について、測定値は全て協定値以下でした。

#### 表－5）臭気濃度測定

- ・臭気濃度測定（測定日平成29年1月11日）について、測定値は全て目標値以下でした。

#### 表－6）処理水の水質測定

- ・前回報告済みです。

#### 表－7）大気測定仮設局舎による測定

- ・前回報告済みです。

#### 表－8）排ガス中の重金属測定

・排ガス中の重金属測定（測定日平成29年2月21日）については、次回に報告させていただきます。

**表－9）ごみ質分析**

・ごみ質分析（測定日平成28年11月28日）紙類58.1%、厨芥類7.3%、布類3.7%、草木類4.7%、プラスチック類22.2%、ゴム類0.8%、金属類0.5%、ガラス類0.0%、セト物、砂、石0.0%、その他2.7%です。水分38.3%、見掛比重が0.108kg/ℓ、低位発熱量については2,540kcal/kgでした。

**表－10）気象測定結果**

・次回に報告させていただきます。

**【搬入車両数と搬出車両数】**

**（平成28年11月～平成29年1月搬入車両数）**

・平成28年11月3,727台、12月4,612台、1月3,599台、4月から1月までの累計で39,867台、前年同期と比べ1,060台、2.73%増となっています。

**（平成28年11月～平成29年1月搬出車両数）**

・平成28年11月113台、12月139台、1月241台、4月から1月までの累計で1,322台、前年同期と比べ27台、2.00%減となっています。

**【印西クリーンセンター放射性物質に関する報告】**

印西クリーンセンターの放射性物質に関する報告について、放射性物質の測定結果は直近1月、飛灰が325ベクレル/kg、主灰が47ベクレル/kg、排ガス中の放射性セシウムの測定は月1回検査を行っており、これまで検出されたことはありません。空間線量の推移について、印西クリーンセンターの敷地内と敷地境界、計9地点で週1回測定しており、そのうち第2、第3、第4、第6地点の4地点、東西南北というような意味で4地点の月平均値を載せています。直近1月の測定平均で一番高いのは、西側、第3地点、南側、第4地点の0.103マイクロシーベルト/hでした。焼却灰の処理状況について、第3回の環境委員会で報告したときの状況と変わりありません。基準値以下のものについては、民間処理施設での資源化、当組合最終処分場での埋立て処理を行っています。また、当初発生した基準値（8,000ベクレル/kg）を超えた指定廃棄物は一時保管を継続しています。

**【質疑応答】**

[乙委員]	6ページ、7ページです。折れ線グラフが2月全部ゼロになっているのですが、全部ゼロというのはおかしいです。これは何か意味があるのですか。
[甲委員]	2、3月の数値を入れていないもので、ゼロという形でカウントしてしまっているのが、グラフ上は下に落ちてしまっています。1月までの実績で見ていただければと思います。
[乙委員]	2月、3月全部ゼロになっています。こんなグラフ、普通はないので、次回はやめてほしいと思います。17ページです。11月にはかった値のカロリーですが、低位発熱量が2,540と従来より高目になっています。これは紙が多いせいかと思うのですが、今は1号炉と3号炉を運転していると思うのですが、それぞれ設計上のマックスのカロリーはこれ以上上がっては100トン出せない数字だと思うのですが、設計上幾らになっているかお聞きします。カロリーが高いと炉壁温度が上がり過ぎて100トンの焼却ができないと聞いていますが、この2,540が設計を超えているのかどうか。そのときの処理量が本当に100トン行かなかったのかどうか。
[甲委員]	1号、2号の基準ごみが2,200キロカロリーです。3号炉の高質が2,800キロカロリーですから、1、2号は基準ごみカロリーを超えています。
[乙委員]	このとき2号炉は修繕中だから1号炉のことですね。
[甲委員]	そうです。
[乙委員]	13ページの煙突と臭突出口の臭気なのですが、目標値が500に対して煙突出口が500と400、非常にぎりぎりだと思うのですが、炉の運転状況はどうなのか、何か特別な操業状況だったのですか。
[甲委員]	炉の運転状況は、通常運転でした。燃焼温度も通常の温度で燃焼でした。
[乙委員]	過去には800とか何回かあったのですが、最近は低くていいなと思っていました。運転上コントロールできないものですか。
[甲委員]	完全燃焼を行うことで、においを抑えることを心がけております。
[乙委員]	完全燃焼に努めているけれども、値としてはぎりぎりの数字が出たということですか。
[甲委員]	はい。
[乙委員]	21ページの車両の搬入、搬出の表ですが、搬出とは資源ごみの業者が取りに来た台数を載せているのか。あと、普通何トン車、換算とか4トン車とか大型とか書くと思うのですけれども。
[甲委員]	焼却灰の搬出車両や有価物回収後の搬出車両の合計になります。

[乙委員]	25ページの主灰と飛灰の資源化の量が何月に300何トンとか出ていますが、全部の灰に対して何割が資源化されているというデータはありますか。この数字に載っていない灰は最終処分場に行っているという理解でいいのでしょうか。それが全体の何割かを知りたいのですけれども。
[甲委員]	前年度の実績で約7割が外部、3割が最終処分場での埋め立てという状況です。
[乙委員]	今年度も大体同じでしょうか。次回6月に1年間のデータが出ますから、追記してほしいと思います。要は最終処分場に行く量が減れば延命化といいますか、一説によるとあと60年使えるという話もあります。どれくらい最終処分場に行っているか、その割合を集計したときに教えてください。
[甲委員]	はい。次回は6月の終わりの環境委員会です。28年度実績が出ますので、そこで報告する形でございます。
[乙委員]	主灰と飛灰をツネイシカムテックス埼玉に出していますが、その費用は。それと最終処分場に埋め立てる部分の経費の差はどのぐらいなのか。同じトン数当たりいくらですか。
[甲委員]	外部委託費については、運搬費と合わせて1トン当たり4万8,000円くらいです。最終処分場については、運搬費用で1トン当たり2,000円ちょっと経費がかかっています。処分場の埋め立て管理に関係しましては、処分場としてのコストは出していませんが、印西クリーンセンターの処理と処分ということで毎年度決算が出た時点で1トン当たりどれくらいかかっているか確認しています。
[乙委員]	その費用は幾らですか。
[甲委員]	経常的にかかる経費としては1トン当たり2万5,000円弱くらいです。ただ、建設経費等が年度によって違いますので、年度においてはかなり高かったり、低かったりという部分があります。
[乙委員]	それは、最終処分場で処理したほうが安いということを意味していますよね。
[乙委員]	今乾電池はどういうような最終的な処理方法になっているのでしょうか。
[甲委員]	乾電池につきましては、印西クリーンセンターで回収、全て集めたものを北海道に、これも全部ではないのですが、基本的にリサイクル、資源化という部分でそちらに出しています。
[乙委員]	充電電池が今ひげそりとかあらゆるものに入っていると思うのですが、当然乾電池は取り外して出すことになっているのですけれども、取り外さないで出している件も相当あると思うのですが、充電電池は今どういう処理をしているのでしょうか。
[甲委員]	分けて出してくださいとお願いしているのですが、万が一入ってきているものについては処理をしまっているというのが現状です。ただ、分けてくださいとお願いしていますので、入ってきてはいないこちらでは捉えています。
[乙委員]	そういう文書を見て理解してやっている人もいると思うのですが、高齢者も多いし、善意で全部取り外しているだろうと考えるのは甘いというか、もう少し真剣に考えないと。今の充電電池は、昔のニッカドみたいにカドミウムとかは入っていないようだったのですが、昔の充電電池はカドミウム事件があったように、非常に危険なものが入ったので、環境汚染等を考えると、きちんと調べて安全処理しないと環境が侵されるのではないかと思います。
[甲委員]	販売店に出していただくとか、ごみとしては出さないでくださいと。分けて出してくださいということで、引き続き住民の方、出されるときにきちんとしていただくことが大切ですので、周知していきたいと考えています。
[乙委員]	住民に周知することは大切なのですが、実行しているか確認をしないと、有害物質とか、普通の乾電池とは違った物質が入っています。ひげそりだってねじを外して、乾電池と電線がハンダづけしてあり、素人にはわかりにくいし、そのまま出してしまうケースが結構今の状況だとあると思うのです。もう少し環境汚染に真剣に取り組んでもらわないと。また、乾電池の中に充電電池とわからないで入れたり、知っていても入れたりするケースもあると思うのですが、その辺も十分処理を考えていかないと環境汚染につながると思います。
[甲委員]	入ってきたものは、そのまま処理ということではなくて、例えば粗大とか不燃で入ってきたものは必ず作業処理前に選別等を行っていますので、その中でそういった状況があれば、できるだけ広報やホームページによって皆さんに状況を報告してきちんと分別していただけるよう周知に努めたいと考えますが、現状ではそういった報告は今のところ受けてはおりません。
[乙委員]	認識が多分、搬出の要領で書いてあるからみんなやっているのだろうと思うのではなく、現状はどの程度みんなが実行しているのか確認して、また国等々働きかけて乾電池のように簡単に取り出せるような充電電池の入れ方とかを考えないと、これだけひげそり等なんかもほとんど充電電池でやっているのに、もう少し考えないときちんと処理できないと思うのですけれども。

[甲委員]	お聞きしていると小型家電系のお話が主ではというところなのですが、小型家電、現状のボックス回収している部分については、全てまず解体していただいて、有害的なものは途中の中間処理過程で対応しています。ただ、いろいろ心配もありますので、今後も含めてごみの処理に当たって状況を見ながら対応していきたいと思っています。小型家電については、そのものをそのまま処理ではなくて必ず分解して、全て分けてという作業をした上で処理をしていきます。
[乙委員]	今現在そういう分別になっていたら、電池を取り外していないケースが何%ぐらいあるので、皆さんで十分注意して取り外すようにとデータを示してあげれば、その分認識も高まると思います。

## 議題（２）【次期施設計画の進捗状況について】

次期中間処理施設の事業着手への前提条件となります吉田区との約束ごとをまとめる次期中間処理施設整備協定書の締結に関する状況としまして、平成29年1月6日から1月19日までを期間としまして整備協定書(案)に関する意見募集、パブリックコメントを行っております。また、この1月14日には印西地区の住民の皆様を対象といたしました全体説明会を実施させていただいております。いただきましたご意見の回答としましては、2月10日におきまして組合ホームページ、こちらで組合の考え方としまして公開をさせていただいているところでございます。現在は吉田区内に設置されております吉田区クリーンセンター検討委員会、こちらの内部におきまして、いただきましたご意見をもとに整備協定書の再検討を行っていただいている状況でございます。また、整備協定書の内容が固まり次第、協定書の正式調印を行っていきたくと考えております。また、整備協定書調印後の予定としましては、建設候補地から建設予定地という形で協定書上、位置づけがされてございますので、速やかにクリーンセンター候補地の本体用地、こちらの用地買収、また予定地内の地質調査など各種の事務に取りかかしていきたいと考えております。次期施設に関しましては、以上でございます。

### 【質疑応答】

[乙委員]	吉田区と組合で最終的な調印に至るまでの打ち合わせを検討委員会でやっているということですが、いつごろ調印になるかめどは立っているのでしょうか。
[甲委員]	今後のスケジュールとしましては、とりあえず本日夜また検討委員会等がございます。また、その中で決定すればいろんなことが公表できる状況になろうかとは思いますが、まだその段階に至っておりませんので、正式な調印という先のめどにつきましては、ちょっとこの場でお話、ご説明できる状況にはございません。その辺はご理解いただきたいと思っております。ただ、組合の考え方としましては、3月中に調印に向けていきたいということで考えております。以上です。
[乙委員]	今組合と吉田区と検討委員会をつくって検討中ということなのですが、一番の課題は地域貢献策で吉田区が納得できる地域貢献策が決まると。その上で調印と我々理解しているのですけれども、これが決まったら公表は当然されるのでしょうか。どんな地域貢献策が決まったのかと。
[甲委員]	申しわけございません。協定書の調印までの間に地域振興策を固めますよというようなお約束ではございませんので、調印が先になろうかと思っております。調印と、先ほど申し上げたとおり、建設候補地から予定地という形で協定書上位置づけがされるわけですので、それが最終的な吉田区との合意というふうに判断しております。その合意もいろんな地域振興策の内容であったり、または施設の配置とかそういうものはその後吉田区とまた再度協議しながら決めていきたいと思いますというものが協定書の中身になっておりますので、それは地域振興策の内容としましてはまずは先にもう決定になろうかと思っております。また、そういうものは逐次決まっていき次第、組合としては当然公表をかけたいきたいなどは考えておりますが、その時期については今のところまだ明確にご説明できる状況にはございませんので、ご理解ください。
[乙委員]	我々の理解とはちょっと違うのですね。今まで聞いている話としては地域貢献策について協定書の説明会でも聞きましたが、100のアイデアが出た中の77策、これを候補にしてそれぞれ費用を出してこれくらいかかるのだよと。これは、しかも上限ですよというお話で、それを詰めて、吉田区は自分たちの地域貢献策が認められたら調印しますよというふうに聞いているから、調印したときにはもう地域貢献策が決まっていると理解していたのですが、それはないということですか。
[甲委員]	整備協定書の中身としましては、地域振興策について今後お互いよく協議しながら決めていきたいと思いますという内容が整備協定書の中身になっておりますので、調印後になろうかと思っております。
[乙委員]	調印後になるということですか。
[甲委員]	はい。確かに77策ということで組合側としましてパブリックコメントをかけておりますが、あくまでもそれは事業の目安として示したもので、参考ということでご理解いただければと思います。
[乙委員]	77策は参考で、それ以外にも出てくるかもしれないしということですか。
[甲委員]	はい。また、逆にそういうこと全てやるというふうに決まっているものではございません。

[乙委員]	どういふ地域貢献策になるかというの少し先の話だということですか。
[甲委員]	はい。
[乙委員]	地域振興策は上限34億円、整備費全体が109億円、加えて25億円出して134億円という建設整備費に対する地域振興費が34億円というの少し大き過ぎないかと考えるのですが、それはあくまで上限です。やってみたら20億円かもしれないし、10億円かもしれないということなのですけども、先ほどご質問された方の77策ですか、77策の中には煙突の途中に展望台を設けて、煙突から風景を見るということも77策の一策の中に入っており、地域から出たものを全て網羅した内容が77策かと思しますので、その77策の精査、それから34億円の予算、これは明らかに大き過ぎると思しますので、よほど慎重に常識の範囲内でやはり地域振興策をご配慮いただきたい、それからもう一点は議事録です。議事録を拝見しますと、先ほど議長も言われましたが、前回、前々回でご質問させていただいた内容が議事録の中に余り記載されていないと思うのです。例えば、この温水センターが今運営されているのだが、赤字なのだ。それから、印西市の住民と印西市以外の住民で入場料を変えるということで運営されているはずなのに、実質は印西市民かどうかということの確認ができていないとか、その辺のくだりの議論もあったのに、議事録には記載されていない、この問題10年先のことではあるのだけれども、印西市民の税金が大きく使われることなので、もう少し詳細に議事録に今後記載していただきたいと思ひます。
[乙委員]	確認なのですけれども、先ほどの移転の話の中で調印式が先で、その後振興策、もしくは調印式並びに振興策は同時進行、これはどちらなのでしょう。
[甲委員]	調印式と地域振興策の決定時期ということでしょうか。
[乙委員]	調印した後に振興策が後にまた盛られるという話と、調印と振興策が同時進行していくのだよという話があったように思ひたのです。
[甲委員]	地域振興策の決定時期につきましては、調印の後になります。まだまだ先のことになるとご理解いただければと思ひます。組合側としましても、調印の段階で振興策が確実に決まっているというご説明は今までもしてはいなかったと思うのですが、その辺またご理解いただきたいと思ひますが、あくまでも地域振興策の決定は今後ということになります。整備協定の調印が先になります。
[乙委員]	地域貢献策ですが、ホームページで資料を見ると非常に課題がいろいろなものを書いてあって、今後組合側としても常識的な線で交渉されるだろうと考えております、少し心配なのが我々吉田地区に住んでいない人間が、吉田地区の要求を入れて非常に過大な施設をつくると、結局は我々の税金にはね返ってくると。吉田地区以外の人間が地域貢献策に対して意見を述べるという機会を将来的にぜひつくっていただきたいと思ひます。そうでないと、野放しになったら、幾ら金がかかるかわからないという懸念をしております。
[甲委員]	地域振興策につきましては、あくまでもクリーンセンターを受け入れていただくための地域への還元策でございますので、そちらに関して当然組合側の考え方としましては、公表をかけていきたいというふうには考えてはおります。また、その時点でパブリックコメントもかけていきたいというふうには考えてはおりますが、あくまでも受け入れていただく側の住民の皆さんの将来のためのものでございますので、その辺はご理解いただきたいということは申し上げておきたいと思ひます。 以上です。
[乙委員]	吉田地区の方は160世帯程度と聞いておりますので、34億円を160世帯で割り算するとどうなるか先日住民のところの議論で僕は申し上げたら、いや、そういう考え方ではないと言われましたが、今のお話だと、やはり地域の方にご理解いただくための費用という表現をされましたので、そうすると1人当たり、つまり1世帯当たりで割ると、という感情もあながち間違っていないのでは僕は素人判断で思ひます。我々のこの地区で現在の場所にクリーンセンターがあるという前提のもとに皆住居を構えて、160世帯どころかもっともっと多い人数が生活をしてという中でお互いに話し合っただけで改善もして。繰り返しますが、現在のような非常に安全性の高い、また環境にいいものが実現されたということですから、その設備よりも、もしかしたらいいものを吉田地区に建設するわけですから。基本的に考えたら住民の納得を得るようなものはそんなに必要ではないと思ひます。なぜ、それに34億円の上限のものを提供しないと住民に認めてもらえないのかというのが僕は素朴な疑問なのですけれども、それはいかがですか。
[甲委員]	現在のこのクリーンセンターの場合であっても、ある意味地域還元策といたしまして温水センター等運営させていただいておるわけでございますので、それと同等のような形でご理解いただければと思ひております。
[乙委員]	同等と言われるのは1人1世帯当たりで考えれば、34億円の160世帯というのは同等にはならぬのではないですか。

[甲委員]	1世帯当たりとか、そういう形で算出しているものではございませんし、またお金の換算でそういう形で、お金で渡すわけではございませんので、その意味では同等の規模のもので考えてあげる必要があるのではと組合側としては考えてございます。
[乙委員]	今東京都も豊洲問題、築地問題、やはり費用が大きく膨れると。そのツケが皆住民に回ったということで、それこそ行政が今説明を求められていることですが、幾ら今説明をしたところで、もう使ってしまった費用は戻らないわけですから。これから10年後に移転ですから、今から十分な精査をして良識のある決定をしていただくことは大切だと思いますので、重ねてよろしくお願ひします。
[甲委員]	豊洲のような形にならないように我々もできる限り情報公開という形で努めさせていただきたいというふうに考えております。

### 議題（3）【現施設の延命化工事の進捗状況について】

資料3になります。27ページをごらんください。よろしいでしょうか。前回の環境委員会では印西クリーンセンター基幹的設備改良工事の工程を3月までご説明いたしました。今回は6月までの工程を説明いたします。

まず、1番の受け入れ供給設備は、ごみクレーン給電ケーブルの更新を10月ごろに予定しております。2番の燃焼設備は、3号焼却炉の給塵装置の更新を7月ごろに予定しております。3番の燃焼ガス冷却設備は、3号ボイラの水冷壁の一部更新を6月から12月末まで行う予定をしております。4番の給排水・排水処理設備は終了いたしました。5番の余熱利用設備は、タービン起動盤の更新を11月ごろに予定しております。6番の通風設備は、3号炉の各送風機の更新を9月ごろに予定しています。7番の灰出し設備は、灰クレーン、給電ケーブルの更新を11月ごろに予定しております。8番の電気設備は、3号炉系の制御装置の更新を7月ごろに予定しております。9番の計装・データ処理設備は3号炉系の自動制御システム及び計装機器の更新を7月ごろに予定しています。10番の土木・建築工事は、屋根の閉口が終了いたしましたので、防水工事を5月末まで行う予定をしております。11番の性能確認は、2号炉の性能試験を2月23日から25日まで行い、現在はその結果待ちです。結果が基準値を満足してございましたら、3月末に引き渡しを受ける予定をしております。12番の全炉停止は11月を予定しております。以上です。

#### 【質疑応答】

[乙委員]	工事の予定を見ますと、3号炉は来年度5月から12月までとなっておりますから、3号炉は運転できない。この間は1号炉と2号炉だけで運転すると、そういう理解でよろしいですか。
[甲委員]	6月から12月までは3号炉工事に入りますので、1号と2号の運転になります。
[乙委員]	表の11番の性能試験、2号炉の性能確認は既に終わっているのでしょうかけれども、これは何をみているのですか。概略を教えてください。これは、100トン運転できるという理解でいいのですか。
[甲委員]	性能試験は、ごみ処理能力、これは100トンという意味ではございません。現在のごみ処理能力を維持するものです。
[乙委員]	いわゆるそれはカロリーで決まるという。
[甲委員]	そうです。あと排ガス値、それから焼却灰の熱灼、ダイオキシンなどになります。
[乙委員]	この結果は、環境委員会で次回報告されるのでしょうか。
[甲委員]	次回報告できると思います。

### 議題（4）【印西クリーンセンター周辺臭気について】

資料の4、29ページをごらんください。今回は、11月から1月までのご報告になります。グレーに塗ってある部分になります。初めに北側地区ということで上側です。確認地点は同様に小倉台一丁目と二丁目の2地点になります。週1回の定期モニタリング、こちらでは11月から1月までの期間の合計で27回。においのある日の報告はありませんでした。この間、風下側の時間帯というのが2回という状況です。下に行きまして、南側地区になります。確認地点につきましては、前月までと同様、内野一丁目、それから内野二丁目、高花四丁目計5地点ということです。週1回の定期モニタリング、合計67回でにおいのある日の報告はありませんでした。この間で風下側の時間帯というのが46回という状況です。それから、北側地区、南側地区含めてこの期間市民からの通報等もありませんでした。

臭気モニタリングの報告は以上なのですが、今後の臭気モニタリングの実施協力ということで確認させていただきたいと思ひます。今年度の環境委員さんには29年6月まで1年間ということで実施協力をお願いしております。7月以降につきまして、この3月に自治会、町内会のほうに来年度の委員選出、推薦というものをお願いするわけですが、組合としましては、来年度29年度も臭気判定士による印西クリーンセンターの排ガスと周辺の臭気調査委託を実施する予定です。それから、においに関する問い合わせについては、受けられる体制、

職員に連絡のとれる体制というものを継続しております。それから、臭気濃度を抑えるような運転管理、いわゆる事前の攪拌を十分に行う等に努めていくということで、ある意味委員さんのご負担になっています臭気モニタリングにつきましては、今年度の環境委員さんの実施協力をもちまして終了したいというふうに考えております。この件につきましては、議長のほうから確認をしていただきたいと思います。

臭気モニタリングの報告に関する説明は、以上になります。

**【質疑応答】**

[議長]	今お話のありましたように、臭気濃度、この委員の中からも何人も協力していただいておりますが、これについては今ご説明のありましたように、今年の6月までで臭気濃度測定を周辺住民も一緒にやるのは終わりたいというのはよろしいでしょうか。異議ありませんね。
[乙委員]	「異議なし」と叫ぶ者あり。
[乙委員]	臭気調査というのは今年度で終了ということですが、においが出た場合に再開するということがよろしいでしょうか。
[甲委員]	臭気濃度の測定結果は目標値500で、年2回実施している状況は今後も報告していく中で環境委員会が再度実施するというのであれば、実施していただくことになろうかと思っております。
[乙委員]	モニター制度は6月で終了になるのですが、においを感じたときはその受け入れ体制をちゃんと確保しますということですので、それはいいと思うのですが、では、においがしたら、例えば夜中とか朝早くとか、どこに連絡したらいいのか何か特別な電話番号でもあれば、これは環境委員のほうに事前に伝えておいてほしいのですが。
[甲委員]	今年度の初めにモニタリングの仕様というところでは連絡先ということでクリーンセンターの連絡先を記入いたしました。
[乙委員]	それは勤務中の電話連絡ですよ。夜中とか、そうなったらどうしたらいいのだろうと。
[甲委員]	時間外も同様で、こちらに9時15分までの管理体制をとっていますので、それを過ぎるとこちらにかけ直してくださいというガイダンスでかけていただくことにはなるのですが
[乙委員]	ここの代表電話に電話すると時間によっては今対応できないからここに電話してくださいというアナウンスが出るわけですか。
[甲委員]	はい。そういう連絡体制をとっています。具体的には運転管理のほうで必ず中央制御室におりますので、そちらで受けられる体制をとって、それから職員に連絡をもらうという体制をとっています。
[乙委員]	すぐ駆けつけるという体制ですか。
[甲委員]	時間外につきましては、これまで環境委員会である程度できるだけ伺うという曖昧な回答をしていたところがあるかと思っております。実際はできるだけ行くという前提で話をしていたかと思っておりますが、現状は現場に到着するまでに30分程度はかかってしまうという状況がございますので、原則時間外につきましては現場確認できないとご理解いただきたいと思います。ただ、勤務時間内につきましては、まずもって現場確認をするというところで、いずれにしても、クリーンセンターの運転状況、風向き、気象状況、また関係機関との情報を確認して、通報された方には必ず連絡、報告をするということで考えております。
[乙委員]	中央制御室の運転が、今、炉の運転はこういう状態で、風向、風速はこういう状態ですよという話は連絡すると。通報があった方には連絡するということですか。
[甲委員]	運転の方は、例えば運転状況とは聞かれれば運転している状況ですので、お答えできると思うのですが、その他の状況というのは職員に連絡をいただいて、職員が確認して、職員から通報された方に報告させていただきたいと思っています。
[乙委員]	場合によっては運転状況が不安定なときにおいが出る場合もあるのですよね。可能性としてはね。そのときは運転から、ちゃんと運転していますという話は行くのですか。
[甲委員]	例えばトラブル等の場合は、別途そのにおいとは別に職員に連絡をとる体制をとっていますので、トラブルとは別な形で、トラブルのあった場合は当然それに関連してにおい等の連絡があればその体制として、先ほど原則と言ったのは職員が行く場合もあるという意味で申し上げました。
[乙委員]	この表ににおいありという報告があったときは送風機がとまったときでした。やはり何か正常でない運転しているときにそういうことというのはあるのではないですか。
[甲委員]	運転状況でトラブル等があったときは、やはりにおいについても現場確認等が出てくると考えています。

**5. その他【自治会側から事前に提出された「平成28年度第4回環境委員会議題」について】**

**質問1 誘引送風機のマグネットコンタクタの交換について**

・誘引送風機のマグネットコンタクタの交換は完了したか？

**【回答】**

本体のテストをしても異常は認められませんでした。来年度の定期修理にて交換する予定です。

[乙委員]	いつ交換するのかわからないのですが、大丈夫ですという保証は誰がするのですか。JFEがするのですか。
[甲委員]	保証というものではありませんので、定期修理、5月ごろには来年度契約する予定にしておりますので、契約しましたら早々に交換をしたいということで今打ち合わせしています。
[乙委員]	それまでは誰も保証してくれない、問題がないようだから使うということですか。
[甲委員]	そのまま使う予定をしております。
[乙委員]	再発する可能性も非常にあると思うのですが、そのときはどうするのですか。
[甲委員]	煙は出ません。
[乙委員]	わからないではないですか。送風機がとまるのだから。現実に1回もう過去に起きています。
[甲委員]	すぐ起動できますので問題ないと思います。来年度早期に交換します。
[乙委員]	来年度というのはいつのことですか。
[甲委員]	5月ごろには定期修理の契約を予定しておりますので、契約しましたら、早々に交換したいと。
[乙委員]	マグネットコンタクタは非常に重要な機器だと思うのです。今テストで大丈夫だと言っても、コンタクタ自体を買って予備を置いておくのが普通の考え方だと思います。
[甲委員]	そういう考え方もございますけれども、やはり費用がかかるものですので、それとあとメーカー側の考え方ですね。そういうのがありまして、メンテするほうといろいろ打ち合わせしております、来年度早々に交換しましょうということで今のところ予定をしております。
[乙委員]	メーカーとはコンタクタメーカーのことですか、それともJFEのことですか。
[甲委員]	JFEです。
[乙委員]	コンタクタは幾らぐらいするのですか。
[甲委員]	今問い合わせしているところですので、幾らとはご回答できません。

**質問2 指定廃棄物の指定解除ルールに伴う方針等について**

・(1) その後、印西地区環境整備事業組合または印西市に環境省からの協議申し入れはあったか。

(2) 2016年11月16日、環境大臣に対して松戸市、柏市、流山市、我孫子市、印西市の市長が最終処分場整備を要望したが、進捗はあったか？

**【回答】**

(1) 環境省からの協議申し入れはありません。

(2) 印西市より「国からは進捗するようなお話は、今のところ伺っておりません」との回答がありました。

**質問3 指定廃棄物に関して**

・八千代市の指定廃棄物に関するADRへの申し立てでは、最終処分場に関する損害賠償を対象としている。印西地区環境整備事業組合が過去に請求した「放射線対策に要した費用の賠償」の副次産物の保管・処分に係る追加的費用は含まれているのか？

**【回答】**

放射性物質の対策に要した費用については、平成23年度の当初執行費用から国の補助金等を除く「放射線測定費用及び汚染焼却灰等の保管・処分に係る追加的費用」について、翌年度に東京電力㈱へ賠償請求し、全額、当組合に入金されています。また、指定廃棄物(約130t)の保管に係る費用については、平成23年度及び24年度に国から「指定廃棄物保管業務委託金」として当組合に入金されています。

[乙委員]	八千代市みたいに申し立てをすることはないということですね。
[甲委員]	八千代市の例を私具体的に確認していないのですが、この問題が出てから先ほどの約7割程度は外部に組合のほうでは出している。その費用については、東電から賠償金としていただいているという状況で、組合として何か申し立て等ということは考えられないと考えておりますけれども。
[乙委員]	八千代市の場合は、最終処分場に関する部分で盛り土が、例えば今まで15センチだったが30センチになったとか、それによって埋め立てられる量が少なくなった部分を損害賠償にしようと言っているわけです。そのことに関して含まれているのですかと質問したわけです。



[甲委員]	従前は、全て処分場で埋め立てておりました。それに対して放射能対策によって約7割は外部に出しているという状況で、処分場自体がいわゆる放射能対策によって埋め立て期間が短くなるとかという状況には組合ではないということで、出している費用については全額費用負担をいただいているということでございます。
[乙委員]	実際埋め立てるときの状況が変わっているわけだから、たとえ今35%ぐらいしか埋め立ててないとしても、3.11が発生してからの後の部分については状況が違うわけではないですか。
[甲委員]	局長の立場からです。今おっしゃったとおり、担当が説明したとおり、70%は外部で処理しています。本来であれば100%処分場で処分しなくてはいけないものがその放射性の物質ということで70%外部委託しているわけです。その外部委託については、東電から損害賠償を全額いただいています。ということは、処分場は70%外部に行くことによって処分場自体は延命しているわけです。そういう損害賠償をこちらから東電へ請求することはございません。
[乙委員]	埋め立てている分が実際にはあるわけではないですか。
[甲委員]	それは3.11がなくても最終処分場には埋め立てします。その焼却灰は100%埋めるわけです。だから、埋める量が3.11からすると最終処分場への埋め立て量が減っています。ということで、東電への請求はできないと考えております。外部へ委託している分は全額東電からいただいていますので。
[乙委員]	全体に排出される廃棄物のまさに焼却物のうちの30%は埋めているわけですよね。最終処分場へ埋めているわけですよね。その部分で、30%だとしても、従来とはかかっている部分が違うでしょう。その部分は、当然損害として請求すべきではないですかというのが八千代市の主張であって、そういう考え方があるのに、70%外に委託しているからというのは少し違うのではないのか。
[甲委員]	今言っている灰については、全くの規制値外なものですから、埋め立て状況としては前と同じ状況で埋め立てをさせていただいていますので。震災が起こる前のですね。それで行っておりますので、それによって多く覆土し容量が少なくなっているという状況ではないものですから、それについては賠償請求をしていないということでございます。
[乙委員]	覆土、厚くしていないのですか。
[甲委員]	はい。
[乙委員]	どうして。する必要がないからということですか。
[甲委員]	はい。基準値以下でしたのでしておりません。
[乙委員]	それは、8,000ベクレルキログラムだったというのを、それかそれでないかと多分分けているだけですけれども、それを言ってしまったら全然違うのではないかと思うのですけれども。
[甲委員]	調査の関係のお話ですか。
[乙委員]	違います。最終処分場で、例えば今まで15だったのに、15のまま今ずっとやっていて問題がないということ。問題がないというふうに確認されているわけではないですよね。
[甲委員]	問題がないと確認していないというのは。
[乙委員]	測定をしているだけでしょう、最終処分場のところで。一応空間線量の。
[甲委員]	空間線量と、当然それは行っています。
[甲委員]	この問題が出る前の覆土量というのは30センチ程度を目安に覆土をしていたのです。この問題が出てから30センチ以上覆土という部分では従前よりは覆土量的にふえていますと思います。ただ、先ほど来説明していますとおり、放射能対策以降7割が外部に出しているということで、何か埋め立てに関して費用を東電に別途申し立てするというような状況にはないということです。例えば、前に一時保管していた基準値以下の飛灰、記憶にあると思うのですが、その埋め立て工事その費用についても東電から当然ながら全額負担をいただいているというところで、それ以外の部分で何か処分場に関してさらに追加的費用というものはちょっと費用的に算出、賠償するような状況にはないという判断でおります。
[乙委員]	覆土を厚くしても、その部分は考えないということですか。
[甲委員]	はい。先ほど申し上げましたとおり、これまで100%埋め立てしていたものが70%は外に出しているという状況ですので、その覆土が30から、少しふやした部分の厚さ部分を追加的費用で請求するという事は考えていません。

#### 質問4 排ガス中の放射性セシウムの測定結果について

・資料2の排ガス中の放射性セシウムの測定結果(セシウム134と137の合計値)の検出下限値で、「2(134または137)」と記載されているのはいかなる理由か?放射能濃度測定における検出下限値は、分析装置に充填する試料の密度等の影響を受け、測定ごとに異なる値を示すことは当然である。放射能濃度等測定方法ガイ

ドライン（平成25年3月 第2版）（環境省）の5-34ページの記載例の通り。（資料5-P36）

**【回答】**

平成27年3月の環境委員会でもお答えしていますが、国のガイドラインに沿って2ベクレルとしています。2ベクレルの根拠を国へ問い合わせたところ、セシウムの空気中の濃度限界は20から30ベクレル（セシウム134：20ベクレル セシウム137：30ベクレル）のため、その10分の1で2ベクレルを検出下限値に採用すれば、十分な精度を得られるからとのことでした。

[乙委員]	国はどこに聞きましたか。明確にその回答の根拠を示してください。
[甲委員]	分析業者によると、検出下限値は分析時間を長くすれば2ベクレルより下げることが可能ですが、その分費用はかかります。2ベクレル以下を測定しても意味がないとのこと。また、国、環境省にもお聞きしました。仮にセシウムの大きさを1センチメートルとしましたら、それをはかる物差しは、10分の1の1ミリメートルの単位で読めば十分ではないのですか。これが2ベクレルに相当します。それ以上細かい数値は不要です。小さい数字を出せばよいわけではありません。無駄な税金は使わないでくださいというお答えでした。
[乙委員]	検査の結果報告書があるわけでしょう。書類には検出下限はどう書いてあるのですか。
[甲委員]	検出下限値は2ベクレルとあります。
[乙委員]	それを書きなさいと指示しているからではないですか。
[甲委員]	はい。仕様書で2ベクレルということを入れてありますので、2ベクレルと書いてきています。
[乙委員]	最低限が2ベクレルだと言っているだけで、実際その時の状況によって得られる検出下限値は違うでしょう。例えば1.5かもしれないし、1.7かもしれない、その数値を書くべきではないですかと言っているのです。その測定ごとに今やっているから。
[甲委員]	問題があるのであれば、それ以上下限でやるかもしれませんが、2ベクレルでやれという仕様を出しているのですので、その報告が2ベクレルで何の問題もないと思います。
[乙委員]	きちんと2と書いたその数値を本当に見られているのを確認しているのですか。ただ、業者がその2と書いてあるというだけではないですか。
[甲委員]	これは、測定の業者が計量士の免許を持っている方、そういう者がはかって、その測定会社としてしっかりした赤判をつけて書類として出していますので、それは正しいと言わざるを得ないと。それを正しいか正しくないかという形になると、それ以上は組合としては回答できません。

**質問5 一般廃棄物処理施設の整備・維持管理に関する行政評価・監視について**

・「一般廃棄物処理施設の整備・維持管理に関する行政評価・監視〈結果に基づく勧告〉」（総務省行政評価局2016年3月1日発表）に起因する「一般廃棄物処理施設の整備・維持管理に関する行政評価・監視〈勧告に対する改善措置状況（1回目のフォローアップ）の概要〉」（総務省行政評価局2016年12月13日発表）で、「1.ごみ焼却施設の長寿命化」の「(2)施設の維持管理の実施」の「(2)施設の処理能力を超えたごみの投入を行わないよう徹底」で環境省等から指導はあったか？（過去に100トン以上の処理を行っていたことは「一般廃棄物処理施設の維持管理に関する記録」に記載されている）

**【回答】**

環境省等からの指導はありませんが、現在は焼却炉の設計値である100 t/dを超えないような運転を心がけています。

[乙委員]	100 t/dを超えないように運転を心がけていますと書いてあるのですが、これは1回ごとのバケツトへ投入する部分について累計をしていて、100トンを超えないようにしているという意味で理解してよろしいのですか。
[甲委員]	そういうことです。
[乙委員]	過去の維持管理の状況について書いてある数値はでたらめをやっていたことを意味しているわけですね。
[甲委員]	過去のことまでは立ち入れませんが、現在はバケツトに投入した量を1日100トン以内に調整しながら、なおかつ焼却温度を保つということで運転をしています。
[乙委員]	例えば1日24時間で100トンになるように調整するのでしょうかけれども、それが夜の11時ぐらいに100トンに近づいたら次投入しないわけですよ。そういうことは起こり得ませんか。そういう空白の時間というか、投入後に継続的に行わない時間が来てしまうのではないですか。
[甲委員]	その辺も運転委託で20時を超えるぐらいから焼却量を調整し、24時で100トンを超えないよう運転をしています。
[乙委員]	別にそれならいいです。よそから指導を受たりしないよう注意していただきたいと思います。

[甲委員]	ありがとうございます。
-------	-------------

### 質問6 排ガス中の重金属測定（調査測定）の測定方法について

・平成28年度第3回環境委員会で(1)「他のクリーンセンターでも、同じ測定方法で実施しており、計量証明書を取得しています。」とあるが、どこか？(2) JIS K-0083の2006年度改定でカルシウム、銅、亜鉛が削除されているにも関わらず、10年間も対応しなかったことは問題である(10年間もカルシウム、銅、亜鉛は、JIS K-0083 (JIS K-0083の2006年改定に関して指摘されてから、カルシウム、銅、亜鉛については、JIS K-0083を準用したと記載を変更しているが))。責任は？(3) 会議録には「10年間放置に関する確認は？」に関する部分が記載されていないのはいかなる理由か？」の質問に対し、「【回答】(1) 近隣7工場を調査しましたが、5工場は重金属測定を行っていません。2工場、船橋市北部、松戸市は、JIS K-0083を準用して環境計量士による計量証明書を取得しています。また、準用とは、ある事項に関する規定を他の類似の事項に必要な変更を加えてあてはめることです。(2) JIS K-0083の2006年度改定では、分析方法が追加になったと理解しています。(3) 会議録は事務局が作成し、組合側及び自治会側が署名しています。」と回答しているが、船橋市北部工場に問い合わせした結果添付の回答を得た。平成28年第3回環境委員会でこの回答と矛盾する内容である。これはいかなる理由か？また、「(3) 会議録は事務局が作成し、組合側及び自治会側が署名しています。」に至っては全く回答になっていない。

#### 【回答】

前回の環境委員会でも回答していますが、「近隣7工場を調査しましたが、5工場は重金属測定を行っていません。2工場（船橋市北部、松戸市）はJIS K-0083を準用して環境計量士による計量証明書を取得しています。」

[乙委員]	カルシウムは測定していないと言っているのです。前回の質問を全部含めるという理解ですか。
[甲委員]	カルシウムとか、どの項目を測定しているのかは回答しておりません。ただ、JISのK-0083に準ずる測定をしておりますとご回答しておりますので、矛盾はございませんとお答えしています。

### 質問7 水銀対策の必要性について

・平成30年4月1日（または当該条約が日本国について効力を生ずる日）から水銀の排出規制が開始されます。水銀対策として、水銀自動計測器を含む水銀除去新システムを採用すべき。

#### 【回答】

排出ガス中の水銀については、重金属測定にて年2回分析しています。水銀自動計測器の導入は設置場所及び費用等の問題がありますので設置できません。

[乙委員]	できませんというのは、誰の責任で回答しているものですか。
[甲委員]	この回答について報告を受け詳しく聞きましたところ、設置できる場所がないと聞いており、ではできないのだなと。機械の中に設置できるスペースがないということなので、それではできないとの回答でいいですよというふうにいたしました。以上です。
[乙委員]	それは、本当にそうなのですか。できないのですか。
[甲委員]	私は、その辺エンジニアリングでも、詳しい者でもないものですから、そういう報告を受けて、技術系を信じるしかないということです。
[乙委員]	では、もう取りつける意思は全くないということですか。年に1回測定すれば、それでオーケーだよということを言っているわけですか。
[甲委員]	費用も発生しますし取りつける場所もない。取りつける場所をつくるには相当な費用が発生します。その辺を鑑みて必要ないだろうと判断しております。
[乙委員]	何でわざわざ言っているかということ、東京都23区一部清掃事務組合で実際運転しているごみ焼却施設に水銀が紛れ込んで搬出されて、モニターの値で規制値を超えてしまった、運転をしてはいけない、排出してはいけない値を超えてしまうので、運転を中止している。あと対策をとって、煙道の中だとかを清掃して、それで問題がないことを確認してから運転を再開しているのが1カ所や2カ所ではないわけです。そういうことを考えれば、印西で起きては不思議ではないと思うし、世の中の水銀に対する規制から考えれば、年に2回はかりました。オーケーですよ。それで安心しろと言われても、非常に安心できません。私は早く取りつけるべきだと思います。組合は、過去にダイオキシンの対策に関しても、一酸化炭素濃度計をつけて対策というかモニタリングをしてCO濃度が高くなるように運転をしないと色々なことをされてきたと思うのです。それと同じことを私は期待しております。どうやったらできるか考えるべきだと思います。別に1社だけではなく何社かシステムを出しているわけだから、きちんと考えてやるべきだと思います。

[甲委員]	わかりました。今後検討させていただきます。
-------	-----------------------

[事務局] それでは、以上をもちまして平成28年度第4回環境委員会を閉会いたします。  
本日はお忙しい中ありがとうございました。